

記入例

様式第1号

高槻市若年者資格取得支援助成金支給申請書

持参日もしくは郵送日を記入してください。

令和 年 月 日

現住所を証明できる書類どおりに記入してください。

(あて先) 高槻市長

住 所 高槻市桃園町2-1

氏 名 高槻 太郎

高槻市若年者資格取得支援助成金支給要綱第4条に基づき、助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

入学金、教材費を除いた受講料のみ記載。

助成対象経費 (受講料。ただし、入学金、教材費を除く)	48,500円
交付申請額	助成対象経費に2分の1を乗じた額又は50,000円のいずれか少ない額 24,000円 (1,000円未満は切り捨て)
教育訓練講座名	医療事務講座
受講形態 (いずれかに○をつけてください。)	通学・通信・eラーニング
講座受講期間	令和〇〇年4月2日 ~ 令和〇〇年9月30日
厚生労働大臣 指定講座番号	〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇

添付書類

- (1) ハローワークに求職登録していることを証明する書類
- (2) 現住所を証明できる書類 *免許証コピー (表、裏)、健康保険証コピー住民票など
- (3) 教育訓練講座を修了したことを証明する書類
- (4) 受講料の支払いを証明する書類 (入学金、教材費の内訳が分かるもの。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

高槻市若年者資格取得支援助成金支給要件確認申告書

(申請者について)

現住所を証明できる書類ど
おりに記入してください。

申請者	フリガナ 氏名	たかつき たろう 高槻 太郎
	住所	高槻市 桃園町2-1
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日生 (25歳)
	電話番号	072-〇〇〇-〇〇〇

(国の教育訓練給付金について)

<input checked="" type="radio"/> 受給する	・	<input type="radio"/> 受給しない
---------------------------------------	---	-----------------------------

上記の内容に相違ありません。

なお、高槻市若年者資格取得支援助成金の支給を受けるにあたり、高槻市若年者資格取得支援助成金支給要綱第2条第2号に規定する私の市税の納付状況に関し、高槻市が確認を行うことに同意します。

<input checked="" type="radio"/> はい	・	<input type="radio"/> いいえ
-------------------------------------	---	---------------------------

(申告先) 高槻市長
年 月 日
氏名

持参日もしくは郵送日を
記入してください。

備考

--

宣 誓 書

私、(氏名) 高槻 太郎 は、

持参日もしくは郵送日を
記入してください。

年 月 日現在、未就労であることに相違ありません。

はい . いいえ

○偽りの記述があった場合には、不正受給として、以後給付を受けられなくなるばかりでなく、返還命令を受け、また、場合によっては詐欺罪として刑罰に処されることがあります。

持参日もしくは郵送日を記入して
ください。

年 月 日

現住所を証明できる書類ど
おりに記入してください。

住所 高槻市 桃園町2-1

氏名 高槻 太郎

様式第4号

持参日もしくは郵送日を記入してください。

年 月 日

(あて先) 高槻市長

住 所 高槻市桃園町2-1
フリガナ タカツキ タロウ
氏 名 高槻 太郎
生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日生

要件確認申立書

高槻市若年者資格取得支援助成金支給要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項に基づき、助成金の交付申請を行うにあたり、私は、以下の内容について申し立てます。

記

申 立 事 項	
1	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、要綱第2条第2項に該当しません。
2	上記1のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料(法人の役員名簿等)を遅延なく提出するとともに、高槻市において当該資料等を大阪府警察本部または高槻警察署へ提出し、意見を聴くことに同意します。
3	調査の結果、上記1のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第9条に基づき、助成金の交付を取り消されること、また助成金の返還が必要なことを確認しました。

【要綱第2条第2項】

2 前項に掲げる暴力団等とは以下のいずれかに該当する者をいう。

高槻市暴力団排除条例(平成25年高槻市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条に規定する暴力団員等

【高槻市暴力団排除条例抜粋】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

第7条 市は、暴力団員又は暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)が公共工事等及び売払い等に係る契約の相手方(以下「契約相手方」という。)並びに次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならないものとする。

裏面

○大阪府暴力団排除条例施行規則抜粋

(平成23年大阪府公安委員会規則第3号)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうち暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

記入しないでください。

年 月 日

高槻市若年者資格取得支援助成金請求書

(あて先) 高槻市長

高槻市若年者資格取得支援助成金について、以下のとおり請求します。

押印してください。

請求者	フリガナ 氏名	たかつき たろう 高槻 太郎 (印)
	住所	高槻市 桃園町2-1
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日生 (25歳)
	電話番号	072-〇〇〇-〇〇〇

現住所を証明できる書類どおりに記入してください。

記入しないでください。

請求金額 円

高槻市若年者資格取得支援助成金については、次の口座に振り込んでください。

振込口座

金融機関名	〇〇〇〇	銀行・信用組合 農協・信用金庫	〇〇〇〇	支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	
フリガナ 口座名義人 (請求者)	タカツキ タロウ 高槻 太郎			